

## 運用基本方針、総資産額の運用受託機関宛て提出について(通知改正:厚年)

対象先	DB年金	<b>厚年基金</b>	DC	退職金	その他
	<b>法令通知</b>	財政運営	<b>資産運用</b>	会計基準	その他
内容					

ご参考に厚年基金以外のお客様にも送付させていただきます。

### ポイント

- ▶ 標記につき、3月29日付で意見募集結果の公表があり※1、改正通知※2が発出されましたのでご案内いたします。
- ▶ 運用受託機関に対し、「運用基本方針の写し」「総資産額を示す資料」について通知することが義務付けされました。
- ▶ 関係法令改正※3にて、厚年基金の運用受託機関に対し、厚年基金が分散投資義務に違反するおそれを把握した場合に、当該基金にその旨の通知をすることが義務付けられたことを踏まえたものです。
- ▶ 適用日：平成25年4月1日

※1 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495120352&Mode=2>

※2 「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」(通知)の一部改正について  
年発0329第1号 平成25年3月29日

※3 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成24年内閣府令第77号)等

⇒詳細は次頁ご参照

## 「運用基本方針」・「総資産額を示す資料」の運用受託機関宛て交付

- ✓ 基金の理事長等は、運用受託機関から「分散投資義務違反のおそれ」に関する通知を受けるため、下記資料を運用受託機関に対して交付しなければならない。

交付資料	交付時期
「運用の基本方針」の写し	・「運用ガイドライン」の交付時 ※既に運用基本方針の写しを交付した運用受託機関に対しては、記載内容に変更がない限り、再度の交付は不要 ・「運用基本方針」の記載内容を変更したとき
基金の総資産額を示す資料	・「運用ガイドライン」の交付時 ・その後毎事業年度1回以上

(意見募集の回答より)

「総資産額」は、資料を交付する際に把握している直近の総資産額である。

## 運用受託機関から分散投資に関する通知を受けた場合の対応

- ✓ 運用受託機関から「分散投資義務違反のおそれ」に関する通知を受けた場合、運用状況について時価で確認し、その結果を代議員会・資産運用委員会(設置している場合)に報告しなければならない。
- ✓ 上記の確認により、
  - ・分散投資義務に違反していること、または違反するおそれがあることが判明したとき  
⇒投資配分比率の調整など必要な措置を講じ、措置について、運用受託機関に報告しなければならない。
  - ・分散投資義務に違反するおそれがないことが判明したとき  
⇒その旨を運用受託機関に連絡しなければならない。

(意見募集の回答より)

基金から運用受託機関に対する報告及び連絡の方法は、当事者の判断によるが、書面により行うことが望ましい。

以上